

令和4年度(2022年度) ウェルカム滋賀・びわ湖教育旅行キャンペーン助成金

募集要領

◎ 安全・安心な教育旅行の実施のため、マスクの着用等
感染防止対策を徹底いただき、本助成事業をご活用ください。

【助成概要】

滋賀県に来県し、宿泊または有料施設での観光・体験を実施する教育旅行を扱う旅行会社等へ、参加生徒人数1人あたり500円を助成する。



【書類の提出方法】

■教育旅行催行前:「助成金利用申請書」の提出

- [E-Mail](#)にて旅行催行の1週間前までにお申込みください。
- 受付期間:令和4年4月1日(金)～令和4年12月23日(金)
- 助成対象期間:令和4年4月1日(金)～令和5年2月28日(火)までに実施する教育旅行



■教育旅行催行後:「実績報告書兼助成金請求書」の提出

- 旅行実施後、2週間を目途に[E-mail](#)にてご提出ください。
※旅行実施の翌月末までにご提出いただけない場合、以降の申請をお断りする場合がございます。
- 提出期間
令和4年4月1日(金)～令和5年3月10日(金)



■問合せ・書類提出先

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階
公益社団法人 びわこビジターズビューロー
国内誘客部 教育旅行担当

TEL 077-511-1530
[土日および祝日を除く9時から17時まで]

E-Mail education@biwako-visitors.jp



■その他留意事項

- ・ 申請期間を過ぎて提出された場合は受理できませんので、時間に余裕をもって申請してください。
- ・ 助成金の交付は先着順とし、受付順に受付番号を付与いたします。なお、予算の上限に達し次第、受付終了となります。

【事業実施主体】

公益社団法人びわこビジターズビューロー

(1) 受付期間

令和4年4月1日(金)～令和4年12月23日(金)

(2) 助成対象者

滋賀県に來県し宿泊または有料施設での観光・体験をする旅行(日帰りを含む)を扱う、旅行業法に基づく旅行者として登録を受けている事業者を対象とする。

(3) 対象となる旅行等

- 教育旅行に限る(学校が実施する修学旅行、研修旅行、合宿等)
 - ・ 学校とは、小学校・中学校・高等学校とする。(公立・私立は問わない)
 - ・ 令和4年4月1日から令和5年2月28日の間に実施される教育旅行であること。
 - ・ 宿泊旅行または有料施設の観光や体験をする日帰り旅行を含む。
 - ・ 利用証明の発行可能な施設利用に限る。

(4) 助成額

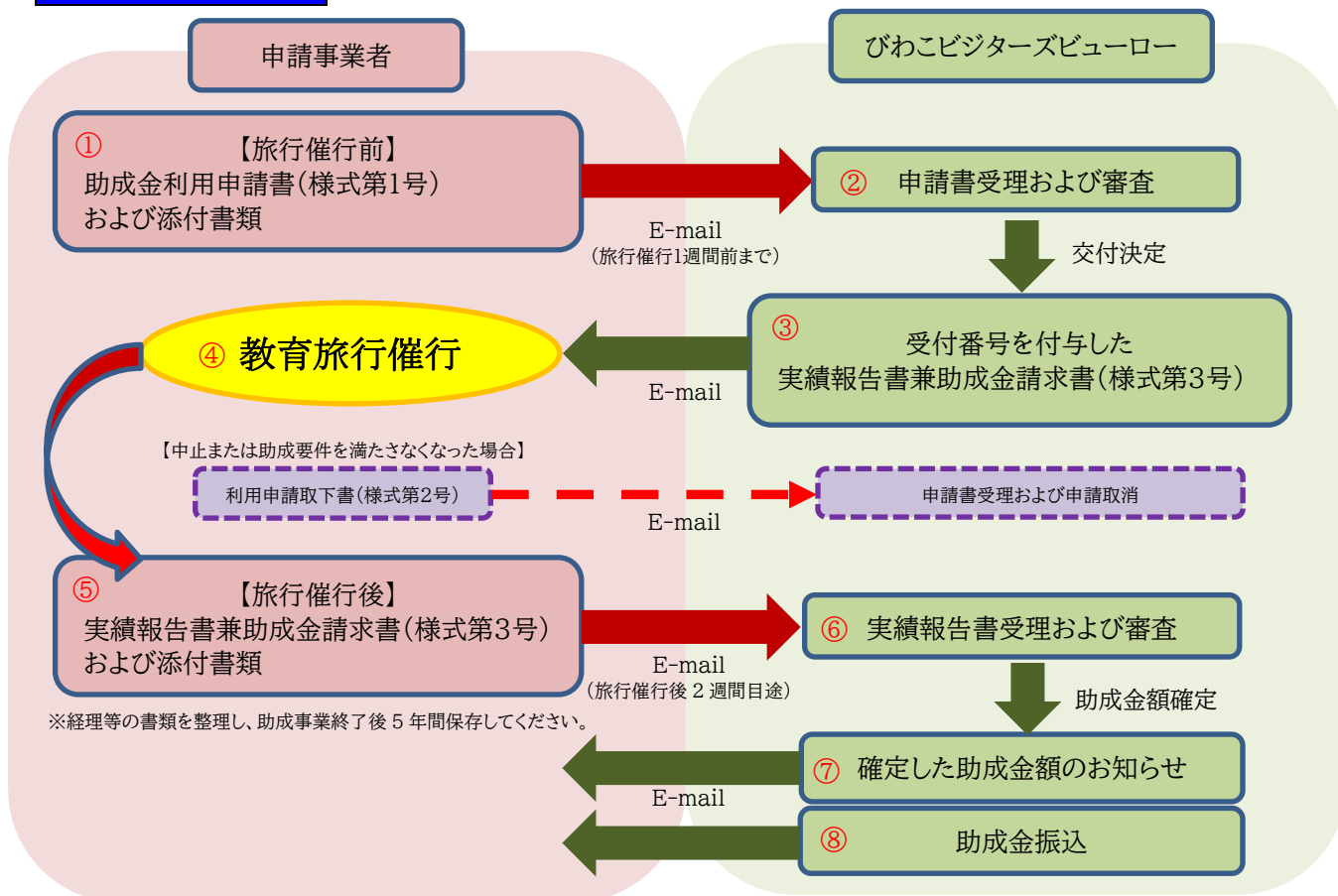
- 参加生徒人数×500円の助成額を旅行会社あてに支払うものとする。

但し、交付決定後の助成金の増額はできないため、助成金利用申請書は計画時、該当する学校の生徒数の最大数を記載すること。なお、申請時と実績報告時の人数の乖離が大きい場合、内容確認を行うことがある。

(5) 各旅行者の助成上限

上限額は設けない。但し、多数の申請があり、助成金の円滑な交付に支障が生じた場合については、関係各所と検討のうえ、判断することとする。

(6) 各種手続きの流れ



① 期限・書類・提出先等について

- ・ 申請後日程の変更が生じた場合、[E-mail](#)にて変更内容を連絡すること。利用施設の変更、人員の減少については連絡を求めない。なお、変更により助成要件を満たさなくなる場合は、利用申請取下届(様式第2号)を必ず提出すること。(例:有料施設利用を予定していたが、無料施設利用に変更となった場合)
- ・ 旅行実施後は速やかに実績報告書兼助成金請求書等必要書類を提出すること。
- ・ 実績報告書兼助成金請求書の内容確認に時間を要する場合、当該助成金の支払いが遅れる可能性があるため留意のこと。

② 利用申請の取り下げについて

受付番号付与後に、旅行の中止等を含め、助成要件を満たさなくなる場合は、旅行催行予定日の前後2週間を目途に利用申請取下届(様式第2号)を必ず提出すること。

③ 重複申請について

その他の助成事業の重複利用については、その実施主体の判断によるものとする。

(7) 助成事業者の義務

助成事業を実施する際には、以下のことに注意すること。

- ① 旅行出発日の1週間前までには様式第1号の助成金交付申請書の手続きを済ませること。
- ② 旅行実施後、2週間以内を目途に様式第3号の実績報告書兼助成金請求書と付帯する書類を提出すること。なお、助成事業の完了検査のため、実地検査を行うことがある。
- ③ 様式第1号による助成金交付申請の受付完了後に、申請を取り下げる場合は、旅行実施予定日の前後2週間以内に公益社団法人びわこビジターズビューロー教育旅行事務局まで様式第2号の利用申請取下届を提出すること。
- ④ 経理等の証拠書類は整理し、助成事業終了後5年間保存する必要がある。

(8) その他

- ① 助成金の事務において、疑義が生じた場合には追加で資料の提出を求める場合があります。
- ② 当要領や関係規程に定める規定に違反する行為がなされた場合や、記載事項および関係書類において虚偽が判明した場合は、助成金の返還を求める場合があります。
- ③ 滋賀県補助金等交付規則第4条第2項に該当する者(暴力団等)は申請できません。

(9) 感染拡大防止に関すること

(滋賀県における「安全安心な観光」に向けた対策手引きより抜粋)

○ 修学旅行への対応

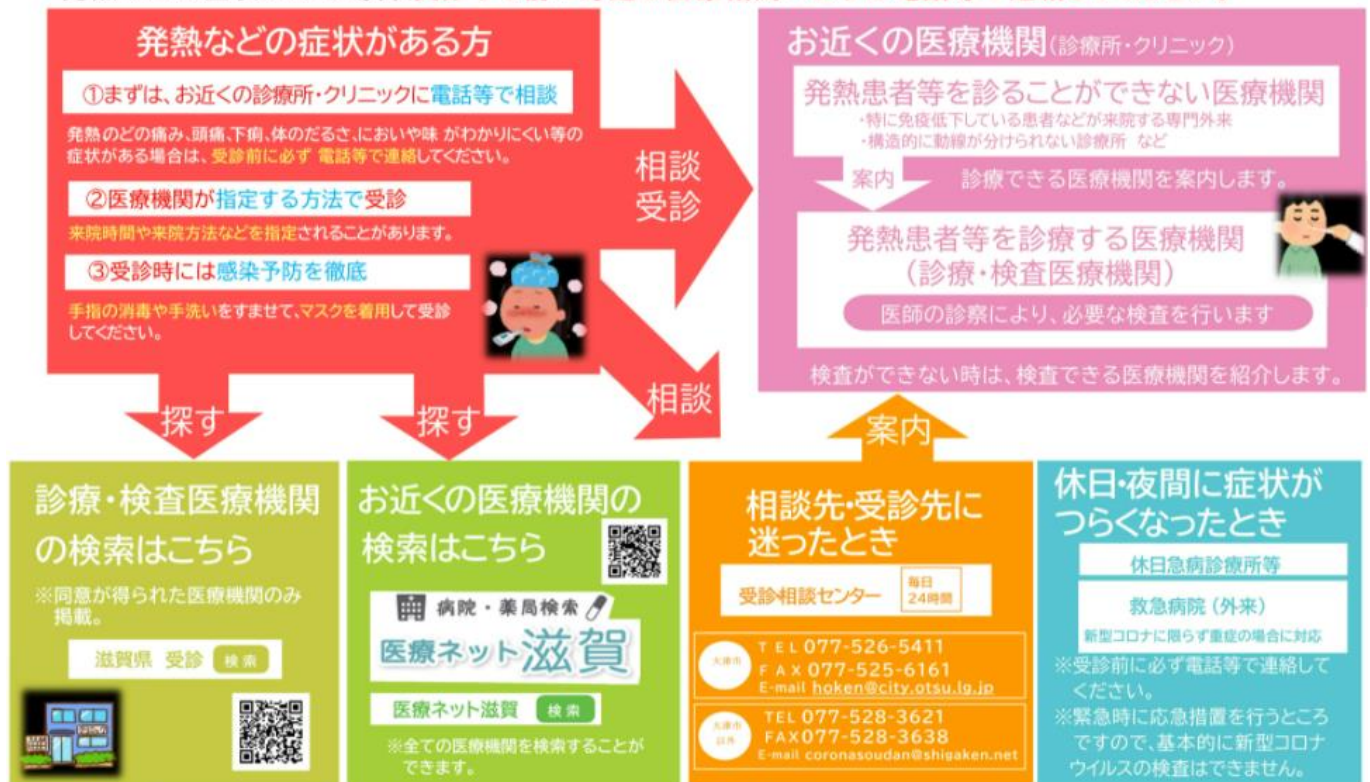
・生徒が県内を修学旅行中に発熱等の症状が出た場合には、一般旅行者と同様、教育旅行先の近くの診療所・クリニックへ電話等で相談いただく。(別紙1)

※診療所・クリニックについては「医療ネット滋賀」を参照(医療機関等の検索サイト)

<https://www.shiga.iryu-navi.jp/gqport/kenmintop/>

発熱などの症状がある場合の相談・受診について

発熱などの症状がある場合、受診する前に身近な医療機関へまずは電話等で連絡してください。



・このことについて、旅行事業者等から学校の先生等へ必要に応じて周知してもらい、もしもの際に24時間対応できる相談先を明確に示すことで、県内への修学旅行誘致を促進する。

○ 相談先や受診先に迷ったときは、下記の受診・相談センターへ相談いただく。

《滋賀県 受診・相談センター(看護師・保健師が対応)》

大津市以外:電話 077-528-3621(毎日24時間対応)

FAX 077-528-4865

E-mail coronasoudan@shigaken.net

大津市:電話 077-526-5411(毎日24時間対応)

FAX 077-525-6161

E-mail hoken@city.otsu.lg.jp

【修学旅行を企画する旅行者や学校等の相談窓口】

- ・ 修学旅行は多数の生徒が集団で行動することとなるため、旅行者や学校等は、旅行先の感染防止対策や3密を避ける体験学習等の情報収集が不可欠となる。
- ・ 公益社団法人びわこビジターズビューローでは、旅行者や学校から修学旅行の企画内容についての問い合わせ対応や、県内会員施設の感染症防止対策等の情報提供、各相談窓口の案内などを行う。
- ・ 修学旅行中に発熱等の感染懸念が発生し、旅行者や学校等から相談があった場合には速やかに県や保健所等と連携し、対応にあたる。

○ ≪ 修学旅行に関する相談窓口 ≫

(公社)びわこビジターズビューロー 担当:国内誘客部
電話 077-511-1530(平日 午前9時~午後5時)



ご不明な点やご質問は右記まで
ご連絡ください。

(公社) びわこビジターズビューロー
国内誘客部 榊原・原田・船橋
TEL:077-511-1530
FAX:077-526-4393

Email : education@biwako-visitors.jp